

規則

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十八号

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の一部を改正する規則

埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則（平成十四年埼玉県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表音響設備の項中「六二〇」を「六四〇」に改め、同表照明設備の項中「八五〇」を「八七〇」に改め、同表映像設備の項中「一、〇二〇」を「一、〇四〇」に、「八一〇」を「八三〇」に、「一、一五〇」を「一、一七〇」に、「六五〇」を「六七〇」に、「七五〇」を「七七〇」に、「七一〇」を「七三〇」に改める。

別表第二号の表舞台設備の項中「七七〇」を「七八〇」に改め、同表音響設備の項中「二六、五〇〇」を「二七、〇〇〇」に、「六、〇六〇」を「六、一七〇」に改め、同表照明設備の項中「二四〇」を「二五〇」に改め、同表映像設備の項中「一、〇二〇」を「一、〇四〇」に、「八四〇」を「八六〇」に改め、同表その他の項中「五四〇」を「五五〇」に、「四五〇」を「四六〇」に、「二二、二〇〇」を「二二、六〇〇」に、「一九、〇〇〇」を「一九、三〇〇」に改める。

別表第三号の表舞台設備の項中「二五〇」を「二六〇」に、「七〇〇」を「七二〇」に、「五、一二〇」を「五、二二〇」に、「二四〇」を「二五〇」に、「三三〇」を「三四〇」に改め、同表音響設備の項中「二、九六〇」を「三、〇一〇」に、「三、二八〇」を「三、三四〇」に、「二、三七〇」を「二、四二〇」に、「一、四一〇」を「一、四四〇」に、「一、一八〇」を「一、二〇〇」に改め、同表照明設備の項中「一、〇五〇」を「一、〇七〇」に、「三一〇」を「三二〇」に改め、同表映像設備の項中「二、七八〇」を「二、八三〇」に、「六、一〇〇」を「六、二二〇」に、「七二〇」を「七三〇」に、「四、四七〇」を「四、五六〇」に、「五、三七〇」を「五、四七〇」に、「八四〇」を「八六〇」に改め、同表その他の項中「一、六二〇」を「一、六五〇」に改める。

別表第四号の表中「七一〇」を「七三〇」に、

「	五九、〇〇〇	」
「	二九五、〇〇〇	」
を		

六〇、一〇〇
三〇〇、五〇〇
に、「二七、五〇〇」を「二八、〇〇〇」に、「一三七、五

〇〇」を「一四〇、〇〇〇」に、「一一、八〇〇」を「一二、〇〇〇」に、

五九、〇〇〇	六〇、〇〇〇	に、	「七二、〇〇〇」を「七三、五
一四、四〇〇	一四、七〇〇	」	
を			

〇〇」に、「四、五三〇」を「四、六一〇」に、「二二、六五〇」を「二三、〇五〇」に、「六六〇」を「六七〇」に、「一、〇二〇」を「一、〇四〇」に、「八四〇」を「八六〇」に、「六九〇」を「七〇〇」に、「五五〇」を「五六〇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の埼玉県彩の国ビジュアルプラザ管理規則の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。